

## 養育費に関する支援のご案内

千葉市ではひとり親家庭等の生活の安定を図るため、養育費に関する支援を行っています。養育費についてお困りの際は、以下の支援をご利用ください。

### 弁護士による養育費相談

離婚に伴う子どものための養育費等について、弁護士による無料相談を実施します。

○対象者…千葉市内にお住いのひとり親家庭の親、または離婚を考えている方（離婚前でも可）

※お子さんのいる方に限ります。

○相談日程…日程については下記のホームページ又は裏面のQRコードからご確認ください。

<https://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/kateishien/youikuhisoudan.html>

○相談場所…各保健福祉センターで実施しています。

○申込方法…上記の申込期間内に、下記問合せ先まで、電話・FAX・メール・郵送にて、氏名・住所・電話番号及びメールアドレスをお知らせください。※申込多数の場合は抽選

○問合せ先…〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1-1 千葉市役所こども家庭支援課

電話：245-5179 FAX：245-5631 メール：[kateishien.CFC@city.chiba.lg.jp](mailto:kateishien.CFC@city.chiba.lg.jp)

### 養育費の取決めに係る調停等の費用助成

養育費の取決めに係る調停や裁判、弁護士会やADR事業者が実施する裁判外紛争解決手続（ADR）の利用する際の費用について5万円を限度に助成します。

※助成を希望される方は、契約の前に事前に御相談ください。

○対象者…千葉市に住所を有する離婚前後の親等であって、交付申請時に養育費の取決めの対象となる子と同居しており、補助の対象となる費用を負担した方。

○補助対象…調定・裁判に係る収入印紙や予納郵便切手代、ADRの利用に係る調停申し立て手数料や初回分期日手数料等（限度額5万円）

○必要書類…【事前協議】利用を予定しているADR事業者等のパンフレットや助成対象経費の額が分かる書類等（ADRの場合）

【補助金交付申請時】申立書や契約書等の写し、領収書

…等



ADRとは? ⇒ 裁判によらず、中立の専門家の仲介のもと話し合いで、簡易・迅速に比較的低廉な費用で問題を解決する制度です。

## 養育費に関する公正証書作成費補助

養育費に関する公正証書等の作成に係る費用について4万3千円を限度に助成します。



- 対象者…千葉市内にお住いのひとり親等であって、交付申請時に養育費の取決めの対象となる子を現に扶養しており、補助の対象となる費用を負担した方。
- 補助対象…養育費の取り決めに要する経費のうち、公証人が受ける手数料（限度額4万3千円）
- 必要書類…ひとり親であることの証明（児童扶養手当証書の写し等）、養育費の取決めを交わした文書（公正証書）、領収書 …等

公正証書とは? ⇒ 養育費の取決め内容等について、公証役場の公証人に作成してもらう文書です。  
公正証書に養育費の支払いが滞ってしまったときには、強制的に執行できる旨の記載があれば、裁判所の判決と同様に強制執行が可能となります。

## 養育費確保促進事業

子どもが自立するまでに必要な養育費を確保するため、養育費保証契約（養育費の不払いがあった際に、保証会社が立て替えや督促を行う契約）の、保証料を助成します。

※助成を希望される方は、契約の前に事前に御相談ください。

- 対象者…千葉市内にお住いのひとり親等であって、交付申請時に養育費の取決めの対象となる子を現に扶養しており、保証会社等と1年以上の養育費保証契約を締結している方
- 補助対象…保証会社等と養育費保証契約を締結する際に必要となる年間保証料等の費用（限度額5万円）
- 必要書類…【事前協議】保証会社等と契約を予定している内容がわかる書類、養育費の取決めを交わした文書の写し  
【補助金交付申請時】契約書の写し、領収書 …等

### 【お問い合わせ・申請先】

各区保健福祉センターこども家庭課

中央区：221-2558 花見川区：275-6445

稲毛区：284-6139 若葉区：233-8152

緑区：292-8139 美浜区：270-3153

### 【詳細はこちらから】

